流山市「公共施設の使用料設定に当たっての基本方針(案)に対する意見及び市の考え方について

No	ページ·当該箇 所	ご意見等	市の考え方	案の修正
1			パブリックコメントは、あくまでも政策等の案の内容をより良いものにするために、市民から意見を募集し、意思決定を行うための参考とするものであり、賛成・反対の各意見の多寡で意思決定の方向を判断する住民投票類似の手続きではありません。 パブリックコメントにおいては、多数意見も少数意見も一意見として扱うこととなります。	なし
2		こんなに高額の住民税を払ってるのにまだ足りないのでしょうか?運用が下手すぎます。まず節約すべきです。この紙や印刷だって!	市民サービスを向上させるため、人件費をはじめとした経常経費の削減に努めています。その結果として、平成18年度の事務事業費及び人件費を含めて3億8百万円削減できました。今後も、事務処理の改善や工夫により更なる経費の節減に努めていきます。施設を利用する人には、施設利用に当たっての光熱水費等のコストに対して応分の負担をしていただくという考え方に基づいて使用料の適正な見直しを実施するものです。	
3			公共施設の有料化は、施設を利用する人には、施設利用に当たっての光熱水費等のコストに対して応分の負担をしていただくという受益者負担の原則に基づいて実施していきます。 職員数については、定員適正化計画により今まで公務員が担っていた行政サービスのうち、公権力の行使等を除いた事務事業を市民との協働により実践することで、コスト削減と職員総数の削減を行い、適正な定員管理に努めています。 なお、流山市職員定数条例では、職員の定数は1326名と規定されていますが、平成20年1月1日現在で1069名の職員数であり、規定より257名も少ない職員数となっています。そして、この職員数で市民サービスの向上に努めている状況です。 また、給与及び諸手当てについては、流山市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の規定により、毎年12月15日に広報及び市ホームページにおいて公表しています。	なし
4		全面的に賛成します。利用者:人口の比率は大変低いと思います。財政豊かな場合とか、全体の利益につながっていく可能性のある場合を除いては、有料は当然です。	この基本方針では、施設を利用する人には、施設利用に当たっての光熱水費等のコストに対し応分の負担をしていただくという考え方を基本方針の第1としており、これに基づいて公共施設の使用料の適正な見直しを進めていきます。	
5		森の図書館 良く利用させていただいております。図書館ロビーの秋元桜子先生の作品、毎回楽しみに見させていただいております。流山にもまだまだ良い作品を描く作家が沢山在住していると思います。その方々を探し出し展示も一つの方法と思います。	より多様な作品の鑑賞機会の提供に努めるよう検討して参ります。	なし
6	P1	「受益者負担の原則」に基本的に賛成である	受益者負担の原則に基づき、公共施設の有料化を進めていきます。	なし

No	ページ·当該箇 所	ご意見等	市の考え方	案の修正
7		や税金等の負担増などで苦しい状況です。 2、受益者負担の原則を公共施設にあてはめるべきではないと考えます。 私たちは公的事業に税金を払っているつもりです。膨大な税金をつぎこむ開発事業の見直しこそ必要です。 3、市民の文化活動を奪い兼ねません。(使用料の目安)によれば経済的負担が大き〈利用を控えることになりかねません。高齢化が進むなかで楽しみを奪うことになります。元気な市民・高齢者の育成に市は援助すべきです。 4、パブリックコメントの締切りが平成20年1月4日では早すぎます。12/1広報にこの件が記載されていることを知らない人が多数でした。広報で知らせたから良いではすまされません。市民の活動に影響のあるこのようなことについては、時間をかけて検討すべきです。	2、について 施設を利用する人には、施設利用に当たっての光熱水費等のコストに対し応分の負担をしていた だくという考え方を基本方針の第1とし、公共施設の使用料の適正な見直しを進めていきます。 3、について この基本方針では減免基準の見直しも位置付けており、今後、減免規定を適用する場合には、子 どもの健全育成を図るため、障害者の社会参加の促進を図るため、高齢者の体力向上及び健康維持 を図るため、市内の高校生以下の児童・生徒、高齢者、障害者が構成員の過半数を占める団体が使 用する場合、また、前述の者が個人利用する場合、使用料の2分の1の減額という減免基準により原 則として対応を図ることとしています。これにより高齢者に配慮できるものと考えます。 4、について	なし
8		なるべく無料か、安い料金でお願いします。 森の図書館や東深井福祉会館等は柏のみどり台の人が利用がありますので、申し込み等は流山の人にさせられます。江戸川台の方も西原町の柏の人が利用するので同じです。西町等ほとんどが流山の公共施設の利用が多いです。	施設を利用する人には、施設利用に当たっての光熱水費等のコストに対し応分の負担をしていただくという考え方を基本方針の第1として、適正な料金の設定に努めていきます。 北部地域(森の)図書館の会議施設及び展示施設を利用するには、団体登録が必要となります。そして、登録できる団体は、5人以上で活動し、その構成員の5割以上が流山市民であること等です。したがいまして、そのような条件に該当すれば他市の方であっても御利用できます。 今回の「公共施設の使用料設定に当たっての基本方針(案)」では、福祉会館は有料化の対象外施設となっていますので、ご意見の施設の利用について回答します。 「流山市福祉会館の設置及び管理に関する条例」では、福祉会館を使用することができる方を市民、市内の事業所に勤務する方又は市内の各種団体と定めています。 福祉会館の利用に当たり、窓口での利用予約においては、利用申し込み依頼書に住所、氏名を記入いただき利用対象者に該当することを確認したうえでシステムに情報を入力しておりますが、利用日に来館された際、利用者全員に直接運転免許証、保険証等による確認はしておりません。 本市以外の方の利用実数について詳細な把握は困難であり、また、地域の福祉拠点として気軽に利用いただく施設の性格上、利用時の利便性を損なうような身分確認作業を行うことも難しいのが現状です。今後は、より公平、公正な利用の確保のため登録カード発行時に団体規約、会員名簿等の提出をお願いする等の改善策についても検討してまいります。	なし
9	P 8 図書館		お示ししました時間区分につきましては、公民館等の類似施設の利用形態・状況等を勘案し、それら施設との整合を図り、より多くの市民の皆様が御利用できるとともに、施設の効果的・効率的な運用を考慮し区分したものですので、準備・後片付けは利用時間内に実施していただくこととしています。	なし
		「9~12、12~15、15~18、18~21」となっていますが、図書館の開館が9:00であり、昼食前後の休憩を考え、夕方の清掃(利用者が片付けても担当の方がチェックする時間も必要です。利用してつくづく感じています)を考え、利用時間を下記に改めることはできませんか。その為、時間当りの単価がupすることは当然容認すべきものですし、okと思います。 改訂案 「9~12」「13~17」「18~21」 「9~17」or「9~21」「13~21」もあるが、この時は全ての時間から利用料をとる	現在の公民館等の公共施設の多くは、ご提案いただいた改訂案 の利用時間区分となっています。今回、お示ししました利用時間区分につきましては、公民館等の類似施設の利用形態・状況等を勘案し、それら施設との整合を図り、より多くの市民の皆様がご利用できるとともに、施設の効果的・効率的な運用を考慮し区分したものです。 なお、利用後の片付け等につきましては、利用者の皆様に利用時間内に実施していただくこととしています。	なし

No	ページ·当該箇 所	ご意見等	市の考え方	案の修正
11		すが。市民の連帯を難しくし、市民のコミュニティーを邪魔することに繋がりますし、受益者負担の原則などとこれを通せば次々と先があるのでは。流山市を"全国版"にしたいのであれば、住民サービス日本一、市民大事に一番の自治体にしていただきたいと思います。 また、新年1月4日までのパブリックコメントとは、あまりにも急ぎ過ぎ、"市はお知らせしましたよ"のアリバイ作りとしか思えません。情報公開を謳うにはあまりにもお粗末です。ところで、一体こういう事を考え付くのは、貴課ですか、それとも市長ですか。市民のささ	だくという考え方を基本方針の第1とし、公共施設の使用料の適正な見直しを進めていきます。また、現在有料の公共施設の使用料については、施設のオープン以来、20年~30年間使用料の見直しを実施していない施設がほとんどです。従って、現在の社会経済状況等に即した適正な料金体系に見直しを図っていきます。 基本方針(案)のパブリックコメントについては、12月1日号の広報のほかに市のホームページ、各出張所の窓口、該当する各公共施設においても基本方針(案)が閲覧できるようにして、広〈市民に周知を図り意見募集を行うようにするとともに、意見提出期間については「流山市パブリックコメント手続実施要綱」の第6条の規定で30日以上となっているところ35日という期間を設定してご意見を頂戴することとしたものです。 公共施設の有料化については、平成16年に流山市行財政改革審議会から「利用者負担を、全ての公の施設を対象として原則化すること。」という答申が出されて以来、3年間にわたって検討してきたところでありますが、ここで使用料設定に当たっての基本方針(案)が策定できましたので、今後はこれに基づいて公共施設の使用料の適正な見直しを進めていきます。 平成19年度当初予算においては、福祉関連経費である民生費が約109億3千万円で31%、保健関連経費である衛生費が約40億7千万円で12%、教育関連経費である教育費が約44億5千万円で13%となっており、この3費目で当初予算の56%を占め、市民生活優先の予算編成としたものです。	
12		のみです)この金額が実施されると、1250 x 4で1ヶ月5000円 + 880(ピアノ)となり、私達の27年続けてきたサークル活動継続がかなり困難になります。 皆、税金を払い続け、現在年金生活の中、ささやかなサークル活動をしているものにとって、あまりにもひどいと思います。 有料化そのものに反対ですが、機械的な計算で算出された料金にも反対です。 文化会館の転車料金につては、公報にくわしく書いてありませんので、貴課に問い合わせたところ、1時間100円という回答でした。 秋の文化祭、合唱祭、音楽祭と無料での文化行事に多くの市民が参加します。前ページにも述べたように、有料化そのものに反対ですが、金額も高すぎます。見に来て下さった方々に大きな負担がかかります。	施設を利用する人には、施設利用に当たっての光熱水費等のコストに対し応分の負担をしていただくという考え方を基本方針の第1とし、公共施設の使用料の適正な見直しを進めていきます。使用料の算定について、共通的なものとして明らかにすることは、利用者自身が負担する使用料の根拠を知る上で重要なことであると考え、わかりやすい使用料の算定方法として、統一的な方法で把握した原価による方式を基本方針としたものであり、機械的な計算で算出した料金とは考えていません。また、65歳以上の高齢者が構成員の過半数を占める団体が使用する場合、使用料の2分の1の減額という減免基準により原則として対応を図ることとしています。駐車場の料金については、近隣の類似施設の料金体系を参考として1時間無料の1時間ごとに100円を考えています。駐車場の有料化については、施設利用目的以外の駐車を排除して、施設利用者の利便性を高めることなどから実施するものです。	なし
13		私は、公民館で60の手習いで洋裁を習っています。 若い頃と違い、老人型の体形になり既製服は着れなくなり、やむを得ず自分で作るよう習い始めたのです。月謝に加え室料もとなると年間の出費は年金生活者には負担です。 新春の広報に書かれた市長の提唱される「講座などにひとりでも多くの方々が参加され 顔見知りになられ言葉を交すコミュニティ」は金銭がかさむと限られた人々のものでしかな くなります。しかも、3年毎に高くなりそうな制度に一層不安を覚えます。 公共の施設なのですから、税金でまかなわれるべきです。その税金も私達のふところから 出ていることを忘れないでください。二重取りされるのはごめんです。	施設を利用する人には、施設利用に当たっての光熱水費等のコストに対して応分の負担をしていただくという考え方を基本方針の第1とし、公共施設の使用料の適正な見直しを進めていきます。また、65歳以上の高齢者が構成員の過半数を占める団体が使用する場合、使用料の2分の1の減額という減免基準により原則として対応を図ることとしています。	なし

No	ページ·当該箇 所	ご意見等	市の考え方	案の修正
14	第1 受益者負担 03 問い合わせ先 提出生	市民ニーズに対応した多くの公共施設とあるが、調理室にいたっては、器具も古く、とても衛生的とはいえず、まわりの市の施設とあまりにも格差がある。「有料施設と無料施設があり・・・必要となっている」という点については、現在登録している団体から差があり不公平だという声が多数あがっているとは思えず、市が、無料を有料化していきたいとしか思えない。 今回の受益者負担を考えるならば、1時間あたりがでているのに、9-12、12-15、15-18、18-21と3時間単位に時間をくぎるのはいかがなものかと思う。4時間 5時間等使用するにあたってもより多くの金額負担を求めるものであり、1時あたりにすべきだと思う(福祉会館の様に) 市役所へおもむきといあわせたところ、各公民館へ直接提出せよとのことだった。中央公民館は施設点検で休みだったし、図書館も休み、担当課はきちんと対応すべきではないか。	調理室については、他の会議室と同様の料金設定となっており、調理実習用の光熱水費や調理器具の使用は無料となっています。調理室は逐次改修しており、平成20年度で公民館全ての調理室の改修が完了する予定となっています。また、調理器具の更新についても逐次実施しています。公共施設の有料化については、平成16年に流山市行財政改革審議会から「利用者負担を、全ての公の施設を対象として原則化すること。」という答申が出されて以来、3年間にわたって検討してきたところであり、ここで使用料設定に当たっての基本方針(案)が策定できましたので、今後はこれに基づいて公共施設の使用料の適正な見直しを進めていき、無料施設との格差の是正を図っていきます。年末年始における意見の提出先については大変ご迷惑をおかけいたしました。今後、このようなことがないように十分注意します。	なし
15	(基本的考え)	ただより高いものはないという言葉通り、建物を使用する場合(公共のもの)、電気、ガス、水道は元より、殊に日本は人件費が(中国等)と比べて高く、安いとか、ただと言う事になると物をぞんざいにする傾向があります。便利にかつ有効的に使用する為には、お金がかかっても仕方ないと考えますが、時代にそった、値段設定をお願い致します。	この基本方針(案)では、施設を利用する人には、施設利用に当たっての光熱水費等のコストに対し応分の負担をしていただくという考え方を基本方針の第1としており、これに基づいて公共施設の使用料の適正な見直しを進めていきます。 また、この基本方針(案)では、使用料の見直しは原則として3年ごとに行うこととしており、これによりその時代の社会情勢及び経済情勢に応じた料金設定が行えるものと考えています。	なし
16	P21 杜のアトリエ黎 明	P21「杜のアトリエ黎明」のみについて述べさせていただます。過去3回、絵画作品の展覧会場として利用させていただきました。このように素晴らしい施設が存在することと、スタッフの方々のおかげで、快適に利用できましたことに、まず心より御礼申し上げます。当施設については、パンフレットにも謳われているように、その歴史と成り立ちを考えるとき、美術的なギャラリーとしての性格を強く感じております。したがって、利用日数は最低でも1週間以上必要と思われます。経費等、応分の負担はやむを得ないと思いつつも、1日のみの利用と異なり、1万円前後の費用をかけてまで展覧会をする意味があるか否かを考えるのは、私1人でしょうか。各施設の費用負担の公平性が必要であることは充分理解できますが、個別の特色を持ったあり方も一考に値するのでは、と考えます。無理は承知で、当施設に関しては今まで通りになんとか無料使用の道は無いものでしょうか。なお、本題からはそれますが、初めは当施設は、前述の通り、当然美術ギャラリー(音楽的発表の場も含む)であると認識しておりましたが、後に、かならずしもそうではないこを知り、とまどいを感じております。「杜のアトリエ黎明」の向かう明確な方向が示されているのか、否か、規定の範囲内であれば、いわゆる < 何でもあり > の施設でも良いと考えられているのか、なにかの機会にお聞きできればと思っております。また、喫茶店の要素が取り入れられていることは、くつろげる意味でも、結構だと思っています。最後に、今現在スタッフの方々のご努力で、当施設が清潔に管理されておりますことに敬意を表し、さらに末永く、流山市の文化施設として市民が誇れるものになることを願ってやみません。	利用料金の設定につきましては、他の公共施設の時間単位の利用ではなく、施設の目的に沿った活用を促進することから、市内の類似施設である生涯学習センターの小ギャラリーの料金に準じて、1日当たり(9時~21時まで)1,000円の料金設定をしましたが、団体利用よりも個人利用が主となっていること、また設備に差があることを考慮して、1日当たりの利用料金を500円に修正します。本施設は、平成13年に「21世紀における本市の新しい芸術文化の創造の拠点」にするため整備し、オープンした施設であります。市民の皆様の作品の発表の場や絵画・工芸等の学習の場として活用していただける施設を目的としておりますが、未利用時には、施設の有効活用を図ることから会議等の使用についても許可をしております。 平成18年度から指定管理者制度により、本施設の効果的・効率的な運営管理に努めており、今後も民間の能力を活用した各種サービス等を展開してまいります。	修正有り
17		私達にとって、発表、展示会場が有料になれば、気軽に利用出来な〈なり、自分を表現出来な〈なるのは残念です。流山にもっとた〈さんの人が利用出来る場所を貸して〈れる施設を増やしてもらいたい。	公共施設の有料化は、施設を利用する人には、施設利用に当たっての光熱水費等のコストに対して応分の負担をしていただくという考え方に基づいて実施するものです。このため、北部地域図書館の展示ギャラリーも有料化になりますが、生涯学習センターの小ギャラリーの料金に準じて、1日あたり(9時~21時まで)1,000円の料金設定としましたが、展示ギャラリー専用としてのスペース等でなく、また設備に差があることを考慮して、1日当たりの利用料金を500円に修正します。また、当該展示ギャラリーの他に、市には杜のアトリエ黎明及び生涯学習センターにもギャラリーがありますので、ご利用いただきたいと存じます。	
18		駐車场のレイプリトは、科日駐車万式への変更と山入帷祕のミナーの設直 今提入の郷入方法の改善/東が客サミカス田に改善/東側生行に郷入口の設置/	ご意見のとおり、施設のより良い環境を整え、利用者、来館者の皆様に親しまれる施設を目指していくことは、有料化するしないに関わらず、必要なことと考えます。ご指摘の事項につきましては、計画的に改修してまいります。	なし

No	ページ·当該箇 所	ご意見等	市の考え方	案の修正
19	使用料設定について	1日の時間設定が3時間となっていること 使用開始、使用終了の切換えが、スムースにいくとは思えない 管理者がだれになるのか使用者に問題なきよう指示が出来るか 使用後の清掃はどうなるのか 昼休み、切換時間の休みもないので部屋の確認ができない 使用者は部屋の準備、後かたつけで20分~30分は使用出来ない 行政の合理化は、市民を犠牲にしている。もっと高齢化する市民の立場を考えてほしい。 合理化しているようで実状は合理化していないことになると思われる。	行政の効率化を図りながら市民サービスの向上に努めているところです。 このたびの時間設定については、より多くの市民の方に施設を効果的にご利用いただくため、現在、 1日3区分であるものを、3時間ごとの4区分にするものです。 準備・後片付けは利用時間内に実施していただくこととしていますので、これらに要する時間を考慮 した運用をお願いします。	なし
20	いて問う。 具体的に費用項 目別に数値出して		今回の料金改定は対象となる施設において、20年から30年間現行料金のまま据え置かれてきた(消費税率の賦課は除く)という現状から、料金の見直しを行ったものです。頂いたご意見に基づき、庭球場をはじめ、河川敷・公園野球場、陸上競技場の屋外体育施設について、近隣の類似施設や利用率等を踏まえ、再度料金体系を検討したところ、現行料金でも近隣の体育施設の料金体系とあまり隔たりが無いこと、庭球場等の利用率が高いことなどから、庭球場、河川敷・公園野球場、陸上競技場の屋外体育施設の料金体系については、現行のままとすることに修正します。	修正有り
21		公民館使用料有料化についてのお願い市長さんも参加された先日の第九演奏は、とてもすばらしい感動的でした。文化活動に理解のある市長さんに有料化について、御一考願います。公民館使用の有料化する事は、市の財政状況からやむをえない事でしょうが、私達主婦のコーラスグループの練習には、ピアノのある部屋が必要です。その部屋が人数(20人前後)から、それ程大きな部屋を必要としなくても北部公民館のように、広い部屋を使わざるをえない状態です。使用料が広さによって決められると、とても高い使用料を毎回払わなければなりません。どうぞ主婦グループが無理なく払える位の金額にして頂けたらと思います。どうぞよろしくお願い致します。	ピアノは大会議室等に設置されており、移動が困難なためピアノを設置してある大会議室をご利用して頂くことになりますので、ご理解を頂きたいと存じます。なお、65歳以上の高齢者が構成員の過半数を占める団体の使用の場合は、使用料の2分の1の減額という減免基準により原則として対応を図ることとしています。	

No	ページ·当該箇 所	ご意見等	市の考え方	案の修正
22		公共施設の使用料設定についての意見 12月1日発行の広報による上記の基本方針(案)の有料化に反対です 理由 先日12月15日、16日の両日に行われた「第九」の演奏会は大勢の皆さんが会場に足を運び、大成功でした。その練習を重ねる中で、流山って文化程度が低い。せめて年1回位、このような催物をしてほしいよねと雑談することもありました。少なくとも有料化になったら、ますます文化程度は低くなる一方です。私たちはきちんと税金を払っています。公共施設にこそ税金を使って下さい。諸物価の値上げやガソリン、灯油、税金等負担はきびしいものです。このような時、お願いですから有料化なんてしないで下さい。 12月1日発行の広報でパブリックコメントの締切りが平成20年1月4日では早すぎます。私の知人達も知らない人が多数でした。	について 文化会館については、18年度にホール客席及びトイレ等を約6千万円で改修し、20年度には耐震のための設計も計画しており、市民の皆様に安心して使用していただくよう努めているところです。こうした予算については、市民の皆様の税金から支出することとなっていますが、せめて施設使用の光熱水費等のコストだけでも利用する市民の方々にご負担をお願いするという考え方です。について基本方針(案)のパブリックコメントについては、12月1日号の広報のほかに市のホームページ、各出張所の窓口、該当する各公共施設においても基本方針(案)が閲覧できるようにして、広く市民に周知を図り意見募集を行うようにするとともに、意見提出期間については「流山市パブリックコメント手続実施要綱」の第6条の規定で30日以上となっているところ35日という期間を設定してご意見を頂戴することとしたものです。	なし
23		標記諸施設の料金の新設又改訂(案)を提示されてますが、私なりの意見を述べさせて頂きます。現在無料になっている各施設の会議室等は、照明、空調設備等の利用が考えますと有料化はやむ得ないのと思います。体育施設(ページ3)についてですが、料金改定に当たって近傍類似施設料金を参考したと有りますが、近隣自治体のホームページからですが調べた結果次の通りです。(私テニスを少々かじってますので庭球場のみを調査) 1.松戸市 人口芝コート 1面 1時間 420円2.柏市 同上 1面 2時間 780円(1時間当たり390円) 3.我孫子市 同上 1面 1時間 520円5.浦安市 同上 1面 2時間 310円(1時間当たり155円) 6.市川市 同上 1面 2時間 310円(1時間当たり155円) 6.市川市 同上 1面 2時間 460円(1時間当たり155円) 8.鎌ヶ谷市 同上 1面 2時間 460円(1時間当たり500円) 8.鎌ヶ谷市 同上 1面 1時間 520円 で制料金は、流山市以上の高額自治体なし、流山市と同額は野田市、鎌ヶ谷市のみで他は低額です。又、流山市の各体育施設(体育館、野球場、陸上競技場、ブール、庭球場等)の年間総使用料の約50%以上庭球場からと聞いております。庭び場(人工芝コート)の稼働率は朝、夜を除くと相当高く平日でもなかなか希望の時間にコート確保出来ない状態です。以上の結果から、料金改定には当たらないと思いますし、庭球場だけを考えますと逆に料金を下げても問題とない思いますが、検討方お願いいたします。最後に団塊の世代が定年を迎える当たって家に引きこもりを無くし、いかにして身体を動かす方向に持って行くかが自治体の指導力と思います。身体を動かす低料金の体育施設の充実されれば将来医療費の削減につながると思います。	公園 小・中・高 1時間 全日 700円 平日 262円 1525円 1時間 7800円 7875円 1時間 7800円 7875円 1時間 全日 1150円 平日 525円 1150円 1050円 157円 157	一部修り
24		使用料設定のための時間区分が3時間ずつ4区分になっていますが、現実的ではな〈使いづらいと思います。4時間ずつ3区分(9:00~13:00、13:00~17:00、17:00~21:00)にしてほしいと思います。 使用料を取るのであれば設備の見直しもお願いします。森の図書館の大会議室(視聴覚室)は、10年も前のもので、DVDが使えずプロジェクターもありません。視聴覚室というのであればせめてDVDとプロジェクターは利用できるようお願いします。		なし

N	lo	ページ·当該箇 所	ご意見等	市の考え方	案の修正
2	25		扱うへきにと考えます。もちろん尤熱質や建物の維持官理質がかかることは承知します。 しかし、市民は税金という形で負担をしているのですから、その還元として公共施設が無料で使えて何ら不合理性はないはずです。 自転車・公共施設料全共、値上げや使用料金を設定するにしても、原油草ですべての	施設を利用する人には、施設利用に当たっての光熱水費等のコストに対して応分の負担をしていただくという考え方を基本方針の第1とし、公共施設の使用料の適正な見直しを進めていきます。また、公共施設の有料化については、平成16年に流山市行財政改革審議会から「利用者負担を、全ての公の施設を対象として原則化すること。」という答申が出されて以来、3年間にわたって検討してきたところであり、ここで使用料設定に当たっての基本方針(案)が策定できましたので、今後はこれに基づいて公共施設の使用料の適正な見直しを進めていきます。	なし